

第4章(労働時間、休憩、休日、及び年次有給休暇)

第4章は第32条より第41条までです。

1日の労働時間、1週間の労働時間、1年間の労働日数等を使用者と労働者の間で守らなければならない事を規定しています。

【原則的な規定】

使用者は、1日について休憩時間を除き8時間を超えて労働させてはいけません。

使用者は、1週間について休憩時間を除き40時間を超えて労働させてはいけません。

使用者は、毎週少なくとも1回の休日を与えなければいけません。

使用者は、雇入日より6ヶ月間勤務した全労働日の8割以上出勤した労働者に10労働日の有給休暇を与えなければならない。

以上は、原則的な規定であって、業種によりさまざまな労働形態があるため使用者と労働者の間で、色々な取決めができるような条文があります。

よく知られている「三六協定」とは、時間外労働を使用者と労働者の間で書面により結びこれを所轄の労働基準監督署に届ければ時間外労働や、休日労働をする事ができるようになるということや、フレックスタイム制等の規定があります。

新規雇用の場合は、労働者も使用者も書面により契約をする事が必要です。

第5章(安全及び衛生)

第5章は削除され、労働安全衛生法が昭和47年法律第57号により制定されています。